

# うおざき ファミリー病院 訪問リハビリテーション

## 料金案内

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【1単位 10.17で算定】

区分		利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション	基本報酬 【要介護】 (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	1回  3, 132円  308単位	1回  313円	1回  626円	1回  939円
同上	基本報酬 【要支援】 (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	1回  3, 030円  298単位	1回  303円	1回  606円	1回  909円

加 算	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	算定回数等

短期集中リハビリテーション実施加算	退院（所） 日又は新たに要介護認定効力発生日から3月以内	2,034 円 200 単位	203 円	407 円	610 円	1 日当たり
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	退院（所） 日又は訪問開始日から3月以内	2,440 円 240 単位	244 円	448 円	732 円	1 日当たり
リハビリテーション マネジメント 加算	イ	1,830 円 180 単位	183 円	366 円	549 円	1 月当たり
	ロ	2,166 円 213 単位	216 円	433 円	649 円	1 月当たり
	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	2,745 円 270 単位	274 円	549 円	823 円	1 月当たり
診療未実施減算		▲508 円 50 単位	▲50 円	▲101 円	▲152 円	1 回当たり
予防訪問リハ12月超減算		▲305 円 30 単位	▲30 円	▲61 円	▲91 円	1 回当たり

- ※ 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。退院（退所）日又は介護認定の効力発生日から起算して3月以内の期間に、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。
- ※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は認知症であると医師が判断し、リハビリテーションを行う事で、生活機能の改善が見込まれる場合に加算します。退院（退所）日または訪問開始日から3月以内の期間に集中的なりハビリテーションを実施します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。  
(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る)
- ※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。